



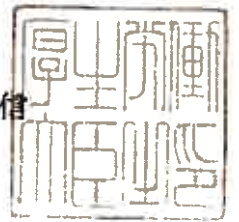
厚生労働省発開0528第1号

令和2年5月28日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業能力開発促進法施行規則の一部改正

一 専門課程、応用課程、応用短期課程、特定専門課程及び特定応用課程の訓練の実施方法について、通信の方法によっても行うことができることとする。

二 職業訓練及び指導員訓練において、通信の方法によって訓練を行う場合、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこととする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 関係省令について所要の改正を行うこと。